

第8回「機能性表示食品広告審査会」結果報告

1. 日時：2025年12月11日（木） 13時～17時
2. 場所：公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 3階会議室（WEB 併用）
3. 広告素材
審査件数：38件（内訳）動画18件、紙面媒体8件、Web（LP）12件
対象期間：2024年7月1日～2025年6月30日（1年間）
収集方法：企業に素材提供を依頼

4. 審査要領

外部専門家（第三者委員）4名と、協会会員企業で構成される「機能性表示食品広告部会」の代表3名の7名からなる審査委員会において、健康増進法等の関連法規、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成28年6月30日 消費者庁）（以下、健食留意事項という。）、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針」（消表対第518号，消食表第81号）（以下、事後チェック指針という。）および「『機能性表示食品』適正広告自主基準（第2版）」（令和5年6月5日）（以下、適正広告自主基準という。）を審査指針とし、審査対象としたそれぞれの広告について、当該機能性表示食品の「届出表示」及び上記審査指針との適合性について精査した。

5. 審査結果

判定 媒体	A	B	C	問題なし	合計
動画（VD）	0	0	1	17	18
紙面媒体（PM）	0	1	1	6	8
Web（LP）	0	2	3	7	12
合計	0	3	5	30	38

※適合性に疑問のある広告については、当該企業に連絡し改善を促した。

注) 審査基準

- A 判定
- ・健康増進法等に抵触するもの、もしくは抵触するおそれのあるもの
 - ・「事後チェック指針」に著しく抵触^(*)するもの
 - ・「健食留意事項」に著しく抵触^(*)するもの
 - ・虚偽、機能性表示食品の届出範囲を超える表現など「適正広告自主基準」に著しく抵触^(*)するもの
- (*) 著しく抵触： ・1つの広告の中に抵触する箇所が複数ある。
・“疾病の治療に適合している”、“病者に適合している”など。
- B 判定
- ・「事後チェック指針」に抵触するもの
 - ・「健食留意事項」に抵触するもの
 - ・「適正広告自主基準」に抵触するもの
- C 判定
- ・「事後チェック指針」に抵触するおそれのあるもの
 - ・「健食留意事項」に抵触するおそれのあるもの
 - ・「適正広告自主基準」に抵触するおそれのあるもの
 - ・消費者に誤認を与えるおそれのあるもの

6. 第8回 機能性表示食品広告審査会 審査概評

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
機能性表示食品広告審査会 委員長 林 功

機能性表示食品は2015年の制度施行以来、10,000件を超える届出が公表されています。公益財団法人日本健康・栄養食品協会では、機能性表示食品の広告表現の適正化と向上を目的に、2018年から機能性表示食品広告審査会（以下、広告審査会という。）を毎年開催しています。このたび、2025年12月に開催した第8回広告審査会の結果を公表します。

〈広告審査会の概要〉

広告審査会は、4名の第三者委員と日本健康・栄養食品協会会員企業で構成される「機能性表示食品広告部会」の代表3名の7名からなり、健康増進法等の関連法規、健食留意事項、適正広告自主基準、事後チェック指針を審査指針として、審査対象の広告について、届出表示及び各審査指針との適合性を精査しています。第8回広告審査会では合計38件の広告（審査対象媒体：動画、紙面媒体、Web（LP））について審査いたしました。

〈第8回広告審査会の審査結果〉

審査指針への抵触の程度により、A、B、Cの3段階で判定した結果、A判定0件、B判定3件、C判定5件となりました。判定の対象となった主な広告表現は以下の通りです。

B判定 必要な要件記載の不足、データの出典および選択理由の不足

C判定 医薬品的効果効能と誤認させるおそれのある表現、機能性関与成分ではなく製品自体の機能と誤認させるおそれのある表現、届出表示の範囲を逸脱した機能を暗示させるおそれのある表現、効果の保証と誤認させるおそれのある表現、作用機序であるにもかかわらず届出された機能と誤認させるおそれのある表現、対象者の範囲を誤認させるおそれのある表現

昨年と同様、事後チェック指針や適正広告自主基準等に基づき、厳正に審査が行われました。BまたはC判定となった広告については、協会から当該企業に結果を通知し、広告表示の改善を促すとともに、全ての広告提供企業に対して、審査結果および広告審査会で指摘された今後の課題や参考意見を連絡しております。また、日本健康・栄養食品協会のホームページにて、会社名、商品名等を伏せた上で結果を周知することにより、会員だけでなく非会員にも今後の適正な広告作成の一助としていただくこととしております。なお、適正広告自主基準は令和7年6月30日に第3版に改訂されましたが、本審査会の対象広告の出稿時期（令和6年7月～令和7年6月）を踏まえ、今回の審査会では昨年と同様に第2版を審査基準としております。

〈広告審査会の今後について〉

昨年度、機能性表示食品制度が改正され、容器包装上の表示の在り方が見直されました。これを受け、適正広告自主基準も今年度改訂されております。今年度の審査会では、適正広告自主基準第2版に基づき審査を行いました。次年度は第3版へ改訂されたことを受け、広告表現の考え方を整理する必要があります。改訂後の内容を踏まえ、広告においてどのような表現が誤解を生む恐れがあるのか、どのような表現がより望ましい記載となるのかについて、事業者自らが責任をもって検討していくことが重要となります。また、広告表現の問題点を指摘するだけでなく、消費者に正しく、かつ分かりやすく伝えるための望ましい表現の方向性を示すことができるよう、業界が丸丸となって検討を進めていくことが求められています。

広告審査会では、事後チェック指針等の関連法規や適正広告自主基準の考え方に即した望ましい広告表現のありかたを審査基準に都度反映させ、企業の皆様にわかりやすくお伝えしてまいります。また、今後も審査の経験と実績を積み上げながら、届出企業の適正な広告活動を支援してまいります。届出企業におかれては、消費者に正しく伝わる広告表示になるよう、一層のご尽力をお願いいたします。

以上